

琉球大学学術リポジトリ

【史料紹介】 ある中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊員の口述記録と憲兵手帳：
一九四七～一九四九年沖縄に滞在して

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学人文社会学部琉球アジア文化学科 公開日: 2021-04-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 春菜, Nakamura, Haruna メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/48202

【史料紹介】ある中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊員の口述記録と憲兵手帳
—一九四七—一九四九年沖繩に滞在して

中村 春 菜

はじめに

本稿は、米軍占領初期の一九四七年から一九四九年に沖縄県勝連半島および那覇市首里石嶺等に見られた「チャイナ陣地」に関連した二つの史料紹介である。一つは、当時、中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊として沖縄に派遣されていた元隊員への聞き取り内容の文字起こしである。もう一つは彼の所有する「中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊 官兵手冊」を翻訳したものである。今後さらなる研究の発展が必要だが、本稿では、チャイナ陣地研究にとどまらず、広く東アジア史研究に資するべく史料を紹介する。

●中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊

二〇一八年九月、高橋順子（社会学専門で大学非常勤講師）と上地聡子（沖縄近代政治史専門で大学非常勤講師）と共に、アメリカ・カリフォルニア州へ渡った。目的は、同地在住の元「中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊」（以下、太平洋島嶼憲兵隊と略記）の汪浩氏にインタビューするためである。

太平洋島嶼憲兵隊とは、原隊名を「中国駐日憲兵隊」とし、中国陸軍荣誉第二師に配置されていた。同隊は、第二次世界大戦後の日本・名古屋にて駐日占領軍として任務に就く予定であったところ、中国国内で国共対立が深刻化したことにより南京へ移駐、制憲国民代表大会を円滑に実施するための警備にあたることとなった。汪浩氏の回

想によると、同隊の予定していた駐日占領軍の任務は解かれ、一九四七年二月、憲兵司令部三十六軍字第三一三号をもって「中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊」と名乗ることになる³。同年、国共内戦を鑑み、国民政府は香港や廣州等から三千名あまりの「民工」（政府の動員や呼びかけに応じて公共工事等に従事する人）を徴用し、琉球群島やマリアナ諸島、ニューギニア等で米軍の第二次世界大戦余剰物資の収集・運搬に当たらせ³。太平洋島嶼憲兵隊の任務は即ち、この「民工」の監視であったという。民工らが海外において中華民国政府のイメージに傷をつけないよう、また同盟国との関係性を維持する為に太平洋憲兵隊が各島に派遣された⁴。

太平洋島嶼憲兵隊の本部は勝連半島に置かれ、主に「沖繩島憲兵隊」と「グアム島憲兵隊」に二分され、民工の監視に当たった。沖繩島憲兵隊はさらに「陸軍基地憲兵隊」（普天間分遣隊・伊覇分遣隊・那覇分遣隊）と「海軍基地憲兵隊」（石川分遣隊・伊江島分遣隊）に分隊した（図1参照）。このことから、沖繩本島での米軍余剰物資の収集物量が多かったことが推測される。

¹ 「チャイナ陣地」とは、沖縄戦ののち、米軍による占領初期の数年間、勝連半島の東部等に駐留していた「中国部隊の陣地」である。その存在は沖縄滞在期間が短かったことや、文献等における記述がすくないことから、沖縄県内外でほとんど知られていない。「チャイナ陣地」という呼称以外にも「チャイナ・ポーセイ」「チャイナ・ベース」「勝連集積所」「中国兵駐屯所」などの呼称もあった。高橋順子・森岡稔・波照間陽「占領初期沖縄の勝連半島地域における「チャイナ陣地」に関する一考察」『日本女子大学大学院人間社会研究科紀要』二〇号（日本学誌大学大学院人間社会研究科、二〇一四年、三三―三九頁）

² 汪浩『紅海浮沈』世界日報圖書百貨中心、二〇一二年、一七五頁

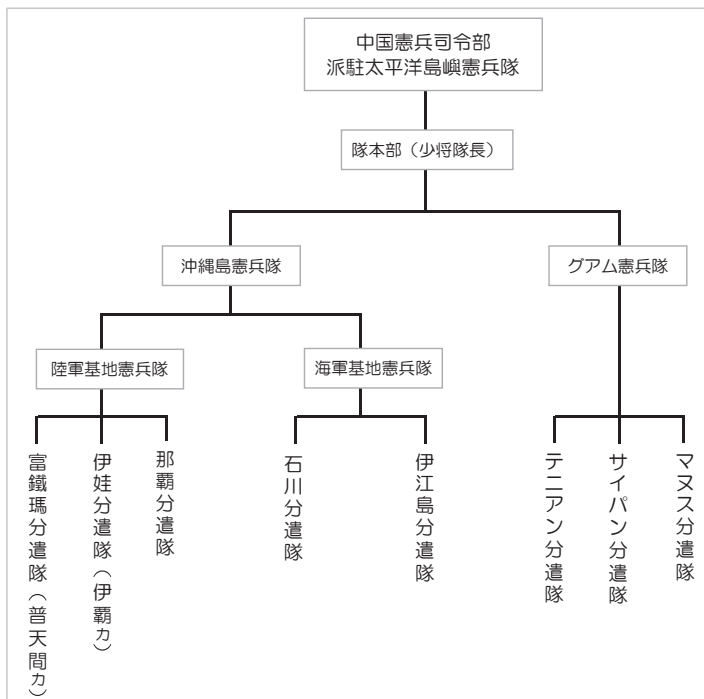
³ 余剰物資協定については、十分な資料収集ができておらず、今後の大きな課題であるが、現段階では以下の論文が参考になる。既出、高橋順子・森岡稔・波照間陽「占領初期沖縄の勝連半島地域における「チャイナ陣地」に関する一考察」

⁴ 汪浩氏へのインタビューによるもの。なお、許劍虹「執行沖縄佔領任務的國軍憲兵」中時新聞網、二〇一六年十一月一日掲載記事）も参照した（最終閲覧日二〇二〇年十一月三日 <https://www.chinatimes.com/realtimenews/20161201005092-260417.chdny>）。

●汪浩氏との出会い

汪氏との出会いは大変な偶然であった。二〇一七年のある日、筆者に国立故宫博物院の周維強副研究員より「きつと関心があるだろう」とのメッセージと共に一つのウェブサイトに転送されてきた。そのウェブサイトは許劍虹氏が執筆した「執行沖繩佔領任務的國軍憲兵」（中時新聞網、二〇一六年十二月一日掲載記事）であった。その内容は先述の汪浩氏へのインタビュー記事であった。少し前からこのような研究があることを耳にしていたので前出の高橋と上地、そして研究メンバーの中学校教諭の森岡稔、当時大学院院生の波照間陽、大学非常勤講師の竹茂敦に情報提供をしたところ、共同研究することになった。本研究のメンバーが汪氏へ直接インタビューすること、「チャイナ陣地」の概要がより明らかになるのではと共同研究メンバーの総意で、急ぎ前出の許記者にコンタクトを取り、汪氏の連絡先をいただき、汪氏へのインタビューが叶った。本稿は、そのような経緯の元で生まれたインタビュー内容を起こしたものと汪氏が保管している「憲兵手帳」の翻訳である。

汪氏は一九四七年二月～一九四九年二月の二か年、太平洋島嶼憲兵隊・陸軍基地憲兵隊として沖繩本島にて陸軍基地憲兵隊として従事した。一九二五年生まれで、インタビュー時は九三歳とご高齢であったが矍鑠とされ、私たちの聞き取り調査に応じてくださった。なお、アメリカでの聞き取り調査から三か月後、汪氏の一時台湾帰国に伴い、台湾で二度目の追加インタビューを実施することができた。なおこの時には、許記者の知人で多くの元軍人への聞き取り調査を行ってきた郭冠佑氏にも同席いただき、より充実した聞き取り調査ができた。



図一 中国憲兵司令部派駐太平洋島嶼憲兵隊の組織図（汪浩『紅海浮沈』世界日報図書百貨中心、二〇二二年、一八六頁を元に筆者作表）

●汪浩氏へのインタビューと憲兵手帳について

汪氏のインタビュー内容の検討については、今後の課題としたい。各資料と対照させることで、彼のインタビュー内容に深みを見出したいと考えている。汪氏の語ってくれた内容はバラエティに富んでいたが、本稿では「沖繩とチャイナ部隊の記録化」と位置付けているため、訳出できなかった貴重な語りも多数ある。また、「チャイナ陣地」に関連する内容であってもプライベートに配慮する必要があると筆者の方で判断した場合には訳出を避けた。

憲兵手帳は、内容記載が十九頁、付表五頁で、携帯に便利な薄さである。表紙には、「中国憲兵司令部 派駐太平洋島嶼憲兵隊 官兵手冊 陳毓亮」と書かれ、陳毓亮の文字には朱印が確認できる。中華民國国章の青天白日の紋章も中央字「官兵手冊」の上部に印刷されている。朱書きの「機密」という文字も読み取れる(図二参照)。内容に関しては、大部分が礼節に関する記述であり、特に対米軍人に関することのみで、現地沖繩人に関する記述はない。これは、実態はさておき、手帳内で明確に現地沖繩人との交際を禁じているためであると考えられる(しかし、実際には沖繩人との交際はあった。汪氏のインタビューを参照のこと)。

手帳内では沖繩県の大まかな地理や地形についても触れられており、地政学上重要な位置であることも認識されている。中でも、最も興味をそそられるのは、孔子廟が琉球に移入され現在でも毎年祀りを行っていることや開帝廟も現存していることなど、記述は少ないが中国との歴史的繋がりについて言及されていることだ。「チャイナ陣地」外との往来は原則禁止し、現地沖繩人との交際も禁じている中で、沖繩で中国との繋がりを見てみたいと思う憲兵隊員はいなかったのだろうか。その土地の風俗を把握する程度の記述であっても、当該手帳の特徴として見いだせよう。

なお、いささか過激な表現にも見えるが、万が一、米国が管轄する立入禁止区域に立ち入った場合、射殺される

可能性もあることが明記されている。これは当時の沖縄人に対しても同様の対応であり、決して中国人のみに適用されたものではない。「米国人には守秘義務がある」ことにも言及しており、米軍人との付き合いは慎重に行うよう戒めている。一方で、「米国人にパーティ等に招かれた場合のマナー」についての記述もあり、友好関係を築くことは妨げられていない。パーティ（宴会等）に招かれた場合を想定していることから、太平洋島嶼憲兵隊にはある程度のレストランを付与されていた様子がうかがえる。

今後、様々な資料と比較検討し、太平洋島嶼憲兵手帳の内容に踏み込むことが必要であろう。

1. 聞き取り内容

① 汪氏の来歴

私は（旧暦の）民国一四（一九二五）年一月四日、湖北省黄梅県の出身だ。『紅海浮沈』の「著者紹介」には民国一五年生まれとあるが、誤植である。この方ずっと軍人として生きてきた。十六歳の時に湖南省の憲兵学校二三期生として入学した。故郷の湖北省は日本軍が占領していて、湖北省の憲兵学校に入ることはできなかったからだ。父が教師、母は主婦で、弟と妹が一人ずついた。

② 太平洋憲兵隊として沖縄に来た経緯

本来は、駐日憲兵隊として名古屋へ派遣される予定だったが、沖縄の勤務となった。そのころ中国大陸では国共内戦が激しくなったからだ。日付ははっきり覚えていないが上海から二晩かけて沖縄入りした（筆者注…

書籍には一九四七年二月十九日に上海を経ったとある。私を含めた第一陣は二十数名、第二陣は二か月後に八十数名が派遣されたと思う。沖繩に駐在していた我々の中でも、六名の憲兵は日本語が非常に流暢であった。憲兵隊は班員制となっていて、私の班員は九名、うち三名は日本語が上手であった。

特別な腕章をつけることはなく、中国国内の憲兵隊と同じ制服を身に着けていた。ちようど駐日憲兵隊が新しい制服の着用を始めた時期で、私たちもそれに倣っていた。憲兵隊の制服の質は良く、他の一般陸軍兵らと比べると雲泥の差であったと思う。

私たちが沖繩に着く前には既に居住地となる基地は出来上がっていた。建築資材は上海から運ばれていったそう。二一歳の時に沖繩に来た。

③ 「民工」と接収したアメリカ軍の余剰物資―主な業務内容

自身の主な仕事内容は、アメリカ軍の余剰物資のリスト通りに、接収した物資が船に積み込むこまれるのを確認することであった。だから、沖繩にいた間、私はほとんど那覇港のあたりにいた。アメリカから接収した物資で私が覚えているのは、武器（爆弾、大砲、戦車等）、ジープ、飛行機、医薬品等であった。私は憲兵隊として沖繩入りをしたが、他に沖繩入りした中国人には「民工」と呼ばれる「下働き」の人たちもいた。憲兵よりも民工のほうが先に沖繩入りをしていた。憲兵も民工も同じ敷地内に居住してはいたが、居住区は別であった。私たちが沖繩入りした時には既に建設されていたので、自分たちで住む場所から作るようなことはなかった。

④ 余剰物資について

余剰物資については、米軍から連絡を受けて石川や普天間等に赴き、接收した。接收した物資は主に那覇港から運搬しており、確かにA B C D（筆者注・勝連半島にあった憲兵隊本部）からはホワイトビーチに近いのだが、那覇港がメインだった。那覇港には、沖縄の労働者が八百名ほどいたと記憶している。那覇港での指揮官は中国から引揚げてきた海軍大佐（筆者注・日本人か沖縄人かは不明）であった。米軍から接收した物資を保管できるような倉庫は那覇港にはなかったので、集めた物資は直接船に運び入れていた。物資は、弾薬や服、薬品などであった。運送リストの確認が私の主な仕事だった。米軍の余剰物資は考えられないほど種類も量も大量であったが、米軍のロジスティック（後方勤務）は完璧で、作業は実にスムーズであった。

ちなみに、その時運搬に使われたのは米軍のL S Tと中国の自由船という大型船であった。毎日何隻行き来するのかは決まっていなかった。物資が多ければどんどん運び出すし、少ない量であれば、翌日に送り出すこともあった。沖縄滞在中、全部で何隻の船が行き来したのかはもう覚えていないが、少なくともないだろう。米軍の物資を詰め込んだ船は上海、廣州、青島などへ向けて出航した。

⑤ フィリピン部隊

アメリカ軍は多くのフィリピン人を雇っていた。中国人との衝突も少なからずあった。フィリピン人とは極力会わないようにしていた。それでも銃を抜く直前までの衝突をしたこともある。その時には憲兵隊長と米軍人が交渉して無事に終息することができた。

⑥ 食事について・沖繩人との交流について

私たちは太平洋島嶼憲兵隊の食材は、サイパンやテニアン等の島々も含めて、すべて上海から運搬していた。上海からシェフが来ていたので、我々憲兵隊員が食事を作ることはなかった。沖繩の現地の人と売買することはなかったし、禁止されていた。時々、米軍のPXで買い物するのが楽しかった。

沖繩は当時、食べ物もない、野菜も植えられないような状態であった。そのような中、旧久米村に一人の中国語のとても上手な沖繩人がいて、私たちに大変よくしてくれた。彼は私たちに分け与えるためにわざわざさつま芋を持参してくれたのだが、彼の生活も決して余裕のあるものではないことは明らかだった。彼に食糧をもう分けなくてもよいと伝え、逆に彼らに私たちの食事を分けるようになった。孔子廟をさらに行ったところの一つの村があつて、一人の十一歳くらいの男の子に私たちの身の回りの掃除を頼むこともあつた。私たち班員は九名であつたが、食事は三十人分用意させ、食べない分はすべてこの男の子に分け与えた。私たちが作らせたのは、余つた食事は彼の家族が近隣の人に販売することで、多少生活の手助けができるだろうと考えたのだ。先述した那覇港で働いていた海軍大佐との関係も良く、一緒に食事をとったりしていた。あまつた食事を彼に持たせて、あとは自由にそれを販売させていた。

私たちは沖繩人に残飯を与えるようなことはしなかった。あえて多目に食事を作らせて、余らせた手を付けていない料理を沖繩人に分け与えていたのだ。戦後ということもあつて、沖繩人はとても可哀そうだったという印象が強い。ちなみに、米軍人も用のない時でも我々の基地に来て、食事をする事があつた。中国料理が口に合つたようだ。

中には、満州に住んでいたという沖繩出身の女性もいて、彼女とは中国語でやりとりして仲良くなったこと

も覚えている。年配の沖縄人は比較的中国人に好意を抱いていたように感じた。以前の琉球と中国の関係があったことを覚えているからだろう。全体的に、沖縄人は私たち中国人にとっても良くしてくれた。私の同僚には日本語の上手な人がいて、一人は東北大学を卒業していた。彼らは沖縄人ともよく話をして交流していた。那覇の公道沿いにはいくつかの女学校があった。学校の前を車で通り過ぎるとき、女学生に呼び止められて人形とラブレターをもらったこともある。

沖縄の人との交際は禁じられていたが、中には沖縄人の彼女を作って交際する人もいたし、沖縄人女性との間に子どもができた人もいる。

⑦ 国民党軍の惨敗を受けて

国が弱体化すれば即ち蔑まれる。国が強ければ、発する言葉も力を持つ。沖縄駐留期間、私たちは沖縄人に真摯な態度で接したし、年配の沖縄人は私たちに良くしてくれた。中年の沖縄労働者に対してもきちんとした態度で良い関係を築いていた。しかし、一九四九年初め、国民党軍が徐蚌で惨敗を期すと、沖縄人の我々を見る眼も変わってしまった。仕方のないことである。戦争に負けるということは、政治に関心の無い人は自然と私たちを軽蔑した眼で見ると時にひどいことをする。政治に明るい人は、この国家（筆者注…中華民国）が復興する機会があるかどうかを重視し、特に何かすることも無い。

⑧ 貨幣と福利、宿舍内での生活

当時使用していた貨幣は、中国の「法幣」（筆者注…一九三五年十一月から一九四八年八月まで蒋介石政權

のもとで中国の法貨として発行された銀行券のことである。「法幣」は上海で中国憲兵司令部が発行したものを受け取り、沖縄についてから行政院物資供应局が発給する米国ドルと交換した。憲兵隊の給与は中国国内と同額であったが、沖縄では米軍の福利を受けることができた。

私たち中国人の宿舎は、憲兵隊や民工ともに勝連半島のABC基地内B地区に割り当てられていた。建物自体は憲兵隊と民工で別である。私たち憲兵隊は独立した部屋があてがわれ、三、四名で一つの棟を使っていた。憲兵隊には各々ピストル一丁、カービン銃一丁、自動小銃一丁が支給されていた。一方、民工はそういった武器類はあてがわれない。制服も我々とは異なり、迷彩柄のようなカーキ色の短い袖・短いズボン、そしてハンチング帽が彼らの制服であった。B地区は山の上で、近くには大きな砲弾もあり、米軍が中国に譲るものであった。

沖縄ではラジオ等を聴くことができたし、新聞も上海から送られてきていたので読むことができた。私は一人で三台のラジオを所有していた。上海から持ってきたものや米軍からもらったものだ。事務室やベッドに置いて聴いていた。いずれも電波の調子もよくて、ニュースや音楽、教養番組などを聴いていた。日本の高等学校を卒業した憲兵隊の中には、日本の新聞を翻訳して私たちに読ませてくれる者もいた。日本語のできる憲兵隊は調べものをするのが大変得意であった。

⑨ 戦後間もない沖縄の地理とその印象

私は那覇のほう（石嶺と那覇港を含めて）には八か月、普天間には三か月ほど、石川には一か月ほど駐在した（筆者注…合計十二カ月で沖縄に二年いたとすると他の期間どこにいたのかは不明）。B地区はホワイトビーチ

のすぐ近くであった。石川のあたりは戦争の被害があまりなかった。現在の地図を見ても、普天間のあたりとホワイトビーチの位置、そして五号線くらいしか認識できない。石嶺の基地の広さについてはあまりよくわからない。

戦禍の激しかった首里城跡に行ったときのことをまだ覚えている。首里城跡に向かうとき、一つの大きな防空壕に入った。その中には七百名を超すだろう死者が横たわっていた。衣服は綺麗に見えたが、その上には灰や埃などが堆積していて、死臭が立ち込めていた。死体の中にはガスマスクをつけたままのものもあり、顔立ちもはっきりしていた。中城のあたりも山の洞穴の状態は凄惨だったようだ。多くの日本軍は武器をもって洞穴に隠れていたようだが、米軍は火炎放射器で直接洞穴内を焼き払うものだから、中にいた人々は皆焼死してしまつたと聞いている。大変かわいそうなことだ。

沖縄の海がとても美しかったことを覚えている。中国ではあんなにきれいな海を見たことはないから。ただ、鮫がいるかもしれないと思うと、怖かった。

⑩ 余暇

本来は禁止されていたのだが、五百円と百ドルをもって一人でジープを運転して沖縄本島巡りもしていた。軍道五号線（筆者注…現在の沖縄市胡屋から宜野湾市普天間を結ぶ三三〇号線）を走ると道の両脇には二百台以上もの米軍のトラックが並んでおかれていた。ドライブ中にアメリカの憲兵隊につかまっても、「すぐに帰るところだよ」といえばすぐに放免された。特に腕章などのようなものはつけずに外出していた。

⑪ 奄美への台湾人引き受け

沖繩赴任中、最も怖かった経験の一つとして、台湾人海賊の引き渡し業務があった。二三人の台湾漁民が砂糖の海賊行為をしており、日本側に捕まり、沖繩で米軍の取り調べをするため、憲兵隊である私と同僚の一人が彼らを引き受けに行った。たった二人の若者が二三人の台湾人を迎えに行くのは怖かった。もしも私たち二人を殺してしまえば、彼らは直接故郷・台湾へ帰ることができるので、戦々恐々としていた。任務をきちんとこなすことができるのかとても不安であったので、無事に沖繩本島に着いたときにはとても安堵した。

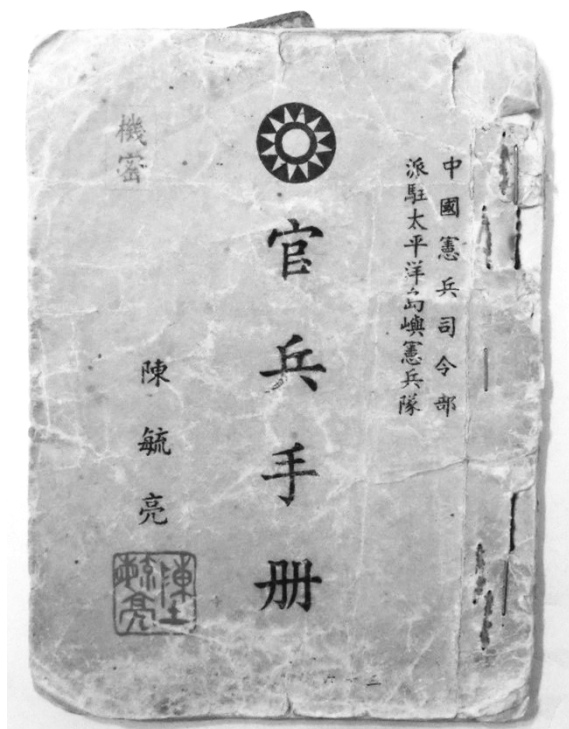
⑫ 大陸への引揚

一九四九年二月、私たちは任務終了のため上海へと帰った。駐日憲兵隊は解散し、私たち憲兵隊の中には他の憲兵隊長になった者もいれば、陸軍学校に入学して訓練を受けた者もいる。私は、ちょうど帰国の途に就く頃、故郷にいる母親が病床に在るとの連絡を受けた。私は一三歳で実家を離れ、この度実家に帰るときにはもう二三歳になっていた(筆者注：沖繩に来たのが二二歳なので滞在期間は二年弱だったのか、教えて答えたのか不明)。実家の門を敲くと、弟が出て迎えてくれたが、兄の私が目の前にいることが信じられないようであった。母が門まで駆け寄って迎えてくれた。二週間実家で過ごしてから南京へと移動した。続いて上海から船に乗って中国を離れ、台湾へと渡った。陸軍学校二期生として卒業し、台湾の鳳山で孫立人將軍にもお会いした。卒業後は対中憲兵隊として軍法に関する業務に従事した。

⑬ 汪氏以外の憲兵隊・民工について

太平洋島嶼憲兵隊のメンバーと一緒に台湾に渡ったのは六四名いたと思うが、残っているのは私だけになってしまった。自分だってそんなに長くはないだろう。一人、かつて民工として沖繩にいた人が同じくロサンゼルスに住んでいたが、長いこと連絡が取れていないので、会うのは難しいかもしれない。

2. 中国憲兵司令部 派駐太平洋島嶼憲兵隊 官兵手冊 訳文



図二 官兵手帳の表紙（汪浩氏所蔵）

【表紙】

中国憲兵司令部

派駐太平洋島嶼憲兵隊

官兵手冊

陳毓亮

機密

【二頁】

本隊のスローガン

- 一、命令に服従すること
- 二、職務に忠誠を尽くすこと
- 三、紀律を厳守すること
- 四、名譽を大切にすること

司令訓示

我々は努力を怠ることなく品徳を修養し、成功しなければ死をもって仁義を切る精神を養い、辛苦を厭わず避けず、意思を固く持ち、貧賤であつても志を変えず、権威や武力に屈することなく、富貴により惑わされないことを本質とする。言葉ではなく己の立ち振る舞いによつて皆から尊敬されるような人格を養うこと。このような訓練を積んでこそ良き憲兵となる。困難な使命も完璧にこなす憲兵であれ。

官兵手帳目次

一、グアム島及び沖繩島の概況

二、太平洋島嶼駐留憲兵の服務並びに注意と遵守事項

(憲部三二六年二月軍字第三一三三号代電)

三、行政院物資供応局公布の米国海軍との共同商定の規則

四、乗船後の官兵が遵守すべき注意事項

五、上陸前の準備及び下船後の注意

六、軍の風紀

七、注意事項 A 礼儀 B 一般の礼節 C 約束及び公務時の注意事項 D 宴の際の礼節

八、米国人の特性に関する一般認識

九、米国軍人の階級識別表

一、グアム島及び沖繩島の概況

(1) グアム島

省略

(2) 沖繩島

沖繩島は群島の中央部に位置する最大の島で、沖繩県の主要な島である。その面積のみならず、地政学的にも

この島は琉球列島の中で最も重要な位置にある。海岸線は険しく、島は山脈が連綿と連なり、高さもある。本島周辺には伊平屋島、慶良間、粟国島、久米島等が属する。北から西南に腕を伸ばしたように島々が連なる。慶良間は沖繩本島の西方二五キロメートルに位置し、渡嘉敷島が前方（西側）にあり、座間味、阿嘉、慶止間（慶留間カ）、白志富（判読不能）、里前（前島カ）等の八島からなる。

沖繩島は全長一三五キロメートル、最も広い部分は三五キロメートル、最も狭い部分は五キロメートルである。島形は細長く、周囲は約四〇〇キロメートルで、面積は一二一一平方キロメートル（離島含む）、地形は比較的険しく、海岸線の多くはサンゴ礁で囲まれている。島の南西部には沖繩県鉄道が四線設置されているほか、馬車軌道もある。沖繩島唯一の港是那覇市にあり、人口は約六万人あまりで、島の南部の西海岸から日本本土の鹿児島まではわずか六九一キロメートルの距離である。那覇市の東西距離は三・五キロメートル、南北は約二キロメートルあまり、面積は約四キロ平方メートルである。一八九三年、日本政府は琉球を併合したのち琉球藩を廃し、沖繩県庁を設置した。民国十（一九二一）年、那覇市を設置した。那覇市内には名勝の孔子廟がある。これは一六一一年に我が国から孔子像の移入があり、一六七四年に孔子廟を完成させたものである。毎年春秋には祭典が執り行われる。孔子廟内には名高い朝西鐘（筆者注・不明）が掛けられている。この鐘は海の中から探し得てきたものである。隣接する波の上宮には護国寺があり、俗に波上寺とよばれる。この寺は明朝の洪武年間に頼重法師が開闢した。この他にも関帝廟や崇元寺、聖人墓や奥武山公園等がある。

首里市是那覇市の東四キロメートルの所に位置し、旧王城を有する。首里市内には円覚寺があり、中国の明朝弘治年間に建立された。寺院内には康熙六〇年に龍淵殿を建立された。

二、太平洋島嶼駐留憲兵の服務並びに注意と遵守事項

(1) 任務・・・行政院物資供応局の沖繩島（すなわち大琉球）及びグアム等にて協力援助をすること。米軍の余剰物資に関して、供応局の指令通り指揮を執り、接収業務を行うこと。他にも、収集した物資の警護や運搬も担う。軍の風紀の紀律を守つて勤務に当たること。

(2) 管理責任・・・行政院物資供応局局长は江杓、沖繩島貯蔵所所長は周自新、（副局長兼）グアム貯蔵所所長は丁天雄である。

(3) 島における軍政の状況・・・それぞれの島は米軍が占領するところである。島には陸軍指令室軍司令、海軍司令及び軍政府監督、沖繩島軍政府監督は陸軍の副司令官が兼任する。グアムの監督は海軍副司令官が兼任する。

(4) 法令について・・・中国人労働院は以下の軍政府の各種法律を遵守すること。

A. 特別な許可を持たずして現地人とは一切交際してはならない。もしも進入禁止区に足を踏み入れたら、軍政府警察は射撃することを許可する。

B. 島での購買は一切禁止する（中国人の給養はすべて中国政府が運搬して届ける）。

C. 中国人は定められた域内にて居住すること。中国憲兵隊はその責任を負う。中国憲兵が、米国人および米軍雇用者の保護に当たるため公務で居住区外に出る際は、必ず Trip Order（各部の主任サインを得ること）を携帯すること。

D. 中国人は公務であつても Trip Order（中国人責任者のサイン）を持参していなければ域外へ出ることを禁止する。

- E. 港での積載労働者及び中国人船員に關しても中国憲兵が港にて監視し、紀律を守らせること。
- F. 接収した物資の分類や組み分けは中国政府が行い、六十日後に指定された場所にて保管する。中国憲兵は物資の警護に当たる。もしも窃盜行為を發見したら、まず Trip Order の有無を確認すること。もし米軍の窃盜行為があつた際には、速やかに米軍憲兵隊に届け出ること（英文の通報書を添付すること）。自衛のためであれば射撃も許可される。もしも、現地人や米国民間人の窃盜行為を發見した場合には、軍政府に届け出て処理すること。
- G. 中国人が罪を犯した場合、警法にて処理する。
- H. 島での交通規則及び規定について。米軍憲兵隊交通規則の注意点は以下の通り。
 - ① 必ず運轉免許証を携帯すること。
 - ② 必ず出入証 (Trip Order) を携帯すること。
 - ③ 必ず最近整備された道路を通ること。
 - ④ 立ち入り禁止地区には立ち寄らないこと。
 - ⑤ 交差点では必ず一時停車すること。
 - ⑥ 規定速度を守り超過しないこと。
- I. 中国政府が雇用した米国人職員及び労働者が違反した場合、軍政府に送還し処理させること。
- J. 米軍憲兵は次の通り。
 - ① 陸軍憲兵隊
 - ② 海軍陸戰隊憲兵隊

③空軍憲兵隊

④軍政憲兵隊

各憲兵部隊と密接に連絡を取り合うこと。

K. 中国人員が米国の管理区域内にて罪を犯した場合、中国憲兵隊に送還し処理に当たる。

三、行政院物資供应局公布の米国海軍との共同商定の規則

甲、区域の範囲

1. 中国の海軍余剩物資は勝連半島のA B C D域内とする。同時に、米政府の物資は速やかに移動させ、本局の人員は所有権を重視する。このほか、A B C D域内は本局の主要な業務の場所であり、寄宿や配膳、修理や運搬、その管理も本局によって行われる。

2. A B C Dの土地は本局が自由に植物を栽培する権利を有する。

乙、紀律

1. A B C Dの周囲は鉄線で囲い、本局の護衛を強化すること。

2. 警護員は銃の携帯を許可する。米陸軍が当局に銃及び弾薬を供給する。警護員はその使い方を学ぶこと。域内に侵入者が立ち入った場合、発砲する前に必ず止まれと命令すること。自衛を除いていかなる人に対しても発砲してはならない。いかなる理由があろうとも米陸海軍兵に対しては発射することは許されない。

3. 本局が許可した証明書 (T r i p O r d e r) を持つていなければ、A B C D域外へ出てはいけない。

4. 本局はそれぞれの部局責任者をおく。物資を港まで運搬するほか、海難事故の発生以外は、現地人と交流せず、

任務終了後はA B C D域内に戻ってくることに。

5. 外出証は責任者によって発布される。書面に目的地及び外出時間を記載すること。必ず一番近い道を通ること。他に寄る場所があれば、必ず記載すること。

6. P Xや現地人から物品を購入することは固く禁ずる。

7. 闇市での売買は固く禁ずる。

8. 闇市や非合法の貿易の取り締まりについて、米海軍の嫌疑がかかった者は即刻島から退去させる。

9. 本局員は米軍憲兵M・Pの一切の規律を遵守すること。

丙、医薬衛生

1. 本局の保証する域内では衛生並びに清潔を保つこと。米海軍が時折抜き打ちで視察する。

2. A B C D内では清潔を保ち、米海軍の衛生状況と同様にすること。本局の衛生班の代表者は米海軍の衛生兵と密に連携をとり、必要な衛生設備を構築すること。

丁、車輛

1. 本局が使用する全ての車輛は、車体の前後に白地に黒字で「B O S Y N o .」を記すこと。

2. 本局は各部署の責任者によって、運転免許証を発給し、その記録を控えること。

3. 米国陸海軍軍政府は、本局の高級館員の通行書を発給する。それにより進入禁止区以外の場所で自由な行き来ができる。

戊、港及び砂浜

1. 本局の船が入港する前に、まず米海軍当局にその旨知らせ、指定された場所（港または砂浜）にて停船する。

巳、船舶

1. 港や周辺海域には本局が憲兵を警護として派遣する。労働者が立ち入り禁止区域に行かないようするために警護させる。

2. 本局船上の米国民は米軍政府により通行証が発布される。

3. 本局の規定により船内で働く者はA B C D域内に居住する中国人とする。必ず注射をし、隔離を経ること。その他各種紀律を守ること。

4. 本局の船舶は沖繩島の検疫規定を遵守すること。

庚、連絡

1. 米海軍司令は連絡管を派遣し、本局と共同で業務を遂行する。各種規程を遵守するよう責任を負うこと。

四、乗船後の官兵が遵守すべき注意事項

(1) 船酔い防止・・・①精神を奮い立たせ、酔わないという強い信念を持つこと。②船が縦揺れしたら横に伏

して、横揺れの時は縦に伏すこと(筆者注…直立することカ)。③なるべく楽しいレクリエーションをし、恐れる気持ちを減らすこと。④適宜適正量の食事をとること。⑤遠方を臨むことで波揺れが感じにくくなる。

⑥十分な睡眠をとること。⑦心の煩いを避けること。⑧ラムネや仁丹などの薬品を準備しておく

こと。⑨船酔いしたら腹部に力を入れ、そして深呼吸をする(バケツを用意し、嘔吐に備えること。船内にまき散らしてはいけない)。

(2) 良好な健康状態を保ち、飲食や衣服は清潔を保ち、居住場は空気の循環を良くすること。

- (3) 行動を慎み、危険区域には立ち入らず怪我の無いようにすること。既定の場所にて喫煙や用を足し、清潔を心がけること。船首には立たず、機関室は常に鍵をかけた状態にする。厨房やその他危険な場所に通じる通路や階段の通行を阻害してはいけない。
- (4) 船の設備を破壊したり傷つけたり、移動させたりすることは固く禁ずる。
- (5) 危険な航海中、船員の操作を阻害してはいけない。航行の邪魔になるので、また海中に物を投げ入れたりしてはいけない。
- (6) 高い声で叫ぶことは固く禁ずる。精神上問題があるならば、中国将棋や楽器などのレクリエーションを事前に準備しておくこと。
- (7) 想定外のことには遭遇したら、冷静に上司に報告し、その命令をもって処理すること。

五、上陸前の準備及び下船後の注意

- (1) 指揮官の指示をもつて下船の準備をすること。所持品はすべて携帯すること。
- (2) 部隊が船舶から離れるときは、輸送指揮官（あるいは代理指揮官）は特に注意すること。船長と共に、船内の設備等の損害がないかまた無くなっているものはないか確認すること。
- (3) 上陸時とは反対の順で下船すること。迅速に下船すること。
- (4) 上陸後は各官兵と行動を共にし、単独行動をしてはならない。

六、軍の風紀

- (1) 身なりはきちんと整え、軍隊らしく厳肅で端正であること。
- (2) きちんとした態度で、礼節が行き届いていること。
- (3) 紀律ある行動で、規律をまもって生活すること。
- (4) 軍隊を家庭とし、教育は合理的であること。
- (5) 周囲に八徳四維を発揚すること（筆者注…八徳とは『仁・義・礼・智・忠・信・孝・悌』のこと。「四維」は天地の四つの隅。乾（いぬい）（北西）・坤（ひつじさる）（南西）・巽（たつみ）（南東）・艮（うしとら）（北東）の四つの方角のこと）。
- (6) 法令を遵守し命令には服従すること。
- (7) 賭博や賭け事は禁止する。適切なレクリエーションを楽しむこと。
- (8) 軍人の名誉を守り、切実で人々と協力して業務に当たること。
- (9) 自身の行動を自覚し、美徳を重んじること。
- (10) 元気よく、正気を保つこと。
- (11) 平和と勇敢と廉潔、慧敏の精神を発揮すること。
- (12) 団結する精神を養い、労苦を共にすること。
- (13) 軍事機密を漏洩してはならない。
- (14) 友人と衝突してはならない。
- (15) 業務にはまじめに向き合い、業務の無いときには読書に励むこと。

(16) 厳肅さをもって己を律し、責任感を持つこと。

七、注意事項

A. 礼儀

(1) 官兵は厳肅さが礼儀である。精神力を向上させ、軍隊らしく行動し、国の威厳を掲げること。

(2) 官兵の制服は規定通りに身に着け、清潔さを保つこと。

B. 一般的な礼儀

(1) 感情的になつてはいけない。公私を分別し、穏便であること。

(2) 官兵が米国軍人と交際する際には、陸軍の礼儀に敬意を払い丁寧な態度で臨み、互いに尊重し合うこと。

(3) 握手することは陸軍の礼儀であり規定ではない。通常は起立し姿勢を正して握手する。ただし、長官の場合はこちらから握手の手を差し伸べてはいけない。手袋をしている場合、必ず脱いで握手すること。もし手に病気がある場合、直接詫びて握手を辞退すること。

(4) 長官と同行して歩く際、イギリス・アメリカの習慣で右側は位の高い人である（本国陸軍礼節規定第四八条の通り）。自身よりも位が少しでも高ければ、相手を右側にして敬意を払うこと。

(5) 長官が脱帽したりコートを開いたりしたら、直ちに手伝うこと。帽子をかぶったりコートを着たりする際にも同様に手伝うこと。

C. 約束と業務の際の注意事項

(1) 外国軍人は時間を厳守する。もし米軍人と待ち合わせをする際には、事前に電話で時間を確認し、時間通りに到着しておくこと。

- (2) 初対面の人と会う際には必ず紹介を受けること。場合によっては自己紹介をしてもよい。通常は位の低いものから高いものを紹介する。
- (3) 先方の家やオフィスに入る際は必ず脱帽し、コート、手袋を脱ぎ、衣装掛けにかけてから応接間に入ること。
- (4) オフィスまたは個人宅に入る際は、必ず門をたたき、許可を得てから入ること。勝手に侵入してはならない。
- (5) 数名の客人が座しているとき、一人のみに話かけてはいけけない。全員に失礼の無いよう話かけるのがマナーである。
- (6) 業務の話は簡潔にし、長時間留まってははいけけない。
- (7) 気軽にオフィスに立ち入ってはならないし、公文書や書簡など盗み見てもいけけない。
- (8) オフィスには外部から人を入れてはいけけない。軍の設備に立ち入ったり写真を撮ったりすることは禁止されている。
- (9) 米軍長官の業務は通常口頭で伝えられ、必要に応じて公文書が発行される。商業に関することであれば、手続きを簡略化することもある。
- (10) 米軍側と取り交わした内容が不明瞭であれば、何度も確認し曖昧にしてはいけけない。
- (11) 業務外の個人的な会話においても、政治や軍事等諸問題に関する話題や批判はしてはならない。世界平和を願う話ならば許される。
- (12) 米軍兵はみな守秘義務がある。個人的な会話をしているときに曖昧な答えが返ってきて、突っ込んで聞いてはいけけない。
- (13) 初めて島に来た官兵は、島の民俗や風俗をよく理解すること。必要に応じて、厳正さと礼節さをもって和睦

に努めること。

- (14) 意見が合わない時でも、自身の考えに過度に固執せず、互いに礼儀を守ること。
- (15) 中国の弱点を指摘された場合でも冷静になること。
- (16) 時が経つと感情も良くなる。官兵は本質を損なわず尊厳をもって人々と接すること。
- (17) 外に出る際には道路に注意すること。言葉の違いや習慣の違いによって問題が生じないようにすること。
- (18) 時には米軍側から食事の招待を受けることがある。その時は応じること。

D. 宴席のマナー

(1) 宴席でのマナーはきちんと守ること。

① 来客は名簿通りに招かれる。

② 時間と場所は予定通り。

③ 招待状が届く(一週間前後で届く)

④ 席順は別表の通り定められている。

⑤ 中国西洋料理の配置は別表の通り定められている。

(2) 入席時の注意事項

① 宴席では鼻や耳をほじったり、爪を切ったり、歯に挟まった食べ物を手で取ってはいけない。どうしても歯に物が挟まった際には、ナフキンで口を押えて取ること。

② 食事中は声を発してはいけない。

③ 食事の際、新聞や手紙を読んだりしてはいけない。椅子にもたれかかっているといけない。

④勝手に席を離れてはいけない。(どうしても席を立つ場合には主人及び臨席の人に断ってから)

(三) 祝辞について。正式な宴席では祝辞が述べられる。起立して祝杯を掲げること。

八、米国人の特性に関する一般認識

(1) 米国人は榮譽を重視する。自由を好み(しかし秘密は厳守する)、ユーモアが好きで、運動することを好む。歌うこと、踊ること、飲酒、ポーカーを習慣とする。骨董品や切手、証章等の記念品集めを嗜好する。友を愛し(しかし付き合いは浅いことが多い)、イギリス人と気質は似ており、比較的厳粛である。

(2) 同盟国人は何事においても仕事を迅速且確実にこなし、効率を求める。冒険を楽しみ、困難を恐れない。日々新たな発展を求める。

(3) 同盟国人は宴会を除いて、レストランで食事をする際は双方に費用を持つ。

(4) 同盟国人は国旗、国歌、元大統領の肖像画や教会に対して、極めて敬う。

九、米国軍人の階級識別表

省略

おわりに

本稿によって、「チャイナ陣地」の一部を担っていた太平洋島嶼憲兵隊について幾ばくかその実態について紹介

できたかと思われる。しかし、「チャイナ陣地」全体における位置づけ、分遣隊毎の業務内容、そして地域住民との関わり方（特に、汪氏のインタビューに出てきた満州引揚者との絡みについては目から鱗であった。今後満州引揚者、中でも中国語を解する者と「チャイナ陣地」との関連についても検討するべきだろう）、憲兵隊任務終了後の動向、そして収集した米軍余剰物資等と国共内戦の関係性など課題は多い。

「チャイナ陣地」その存在は勝連半島や一部首里石嶺地区の人々には記憶として残るものの、沖縄県全体ではいまだ知られていない存在である。今後、より発展した研究が望まれる。

本研究の一部はJSPS科研費18K01973の助成を受けたものです。